

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：栗手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要 望・意 見	回答・その後の対応	担当課
1	<p>【不妊治療に関する助成事業の件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こういった若年世帯の子供が欲しいという者に対して、こういった事業はすごく助かっています。要望としては、通算期間2年という設定があるんですが、撤廃というか、別の方法を考えていただけないかなと考えています。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療については、今は基本2年という縛りもありますけれども、やはり長期間かかっているというような実績もあるということですので、また、担当課の方で相談させていただきたいと思います。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療の助成に対して設けている治療開始から通算2年間という助成期間の基本は、R3年度まで運用されていた愛媛県の不妊治療助成要綱を基本としているため、その期間に準じています。 <p>治療開始から一通りの治療に要する平均期間参考にした基準と考えていますが、治療待機期間が長くなっていることや、2年という期間が限定されることでの制度利用の制限になっている現状を踏まえ、今後は、公平かつ利用しやすい制度となるよう見直し、「一般不妊治療助成対象期間：2年」の助成基準を廃止するようすすめていきたい。</p>	健康推進課

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要 望・意 見	回答・その後の対応	担当課
2	<p>【サイクリストのマナーについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリストにスピード制限ってご存知ですかと聞いたら、勝手には50キロやか色々と言うわけですよ。そうすると、非常にサイクリングロードに行かれる人が困るんで、何か交通標識かロードにスピード制限を書くことを検討してもらいたいと思います。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリストのマナーの問題なんですけど、県と警察と町でマナー向上委員会協議会も立ち上げておりますので、まずそこで提案し投げかけてみまして、あまり景観上看板を設置するのはどうかと思うんですが、マナーを守るのは当たり前なんで、あまりにもひどいようでしたらそういう方法もあるかと思っております。 <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速度制限については、これは調べてお答えさせていただきます。 ・結論から申し上げますと、道路標識等により最高速度が指定されていない道路では、自転車に制限速度は設けられていません。 <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項において「車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。」とありますので、道路標識等により制限速度がある道路では、自転車であってもその制限速度を遵守する必要があります。</p> <p>一方、「その他の道路においては政令で定める」とありますが、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第11条では自動車と原動機付自転車の制限速度のみが規定されており、自転車に関する規定はありません。</p> <p>しかしながら、同法第70条に「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」という安全運転義務がありますので、制限速度がないからといって、危険な走行が許されるというわけではありません。</p>	総務課

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要 望・意 見	回答・その後の対応	担当課
3	<p>【掲示板について】</p> <ul style="list-style-type: none"> これは昨年度の9月30日に、同じようをお願いしています。見てもらうとわかりますけど、令和3年度、4年度の掲示物がまだ残っております。あそこに貼る人が、どうして古いやつをはずさないのか疑問ですけどね。ちょっとおかしな状態ですね。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 町の掲示板については、貼った担当者が責任持って掲示板の期間が済んだら取り外すのが当たり前なので、再度注意喚起しておきます。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月22日付で、全職員に対して以下のことを通知いたしました。 ①募集期間が終了したものや、長期間掲示し、色あせて読みづらいもの等は掲示者が責任をもってはがす・貼り替える対応をすること ②他課の掲示物をはがした場合は、その旨を所管課に連絡すること。 <p>また、引き続き、巡回の際に点検するようにいたします。</p>	総務課
4	<p>【住民異動情報について】</p> <ul style="list-style-type: none"> これは平成27年度11月25日付で、住民の異動に関する問題で、現在は区長の方まで連絡がないそうなので、非常にいろいろなことに困るわけです。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民異動情報の提供ですが、やはり個人情報の問題があってお伝えすることができないのが現状です。また、転入者には、基本的な情報、ごみの出し方とか必要な情報は提供していますが、また、区長さんとか地区長さんのことを聞かれた場合には、お答えはしているような状況でございます。 各地区、地区に慣習とかルールがあると思います。もし転入者がおられたらこれを渡してねというような文書がありましたら、ご提供いただけたらお渡することは可能です。個人情報なので、誰々が行きます、誰々がどうしますっていうのはお伝えできないんですけど、例えば役場の担当課の方で新しく入った方に、この方は佐島だということで、そういう書類を渡すという方法が一つの解決策かと思います。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 転入者等に対し地区ルール等記載した文書を手交してもらいたいとの依頼があるかも含め、地区長に周知し、要望があれば転入時に対応いたします。 	住民課

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要望・意見	回答・その後の対応	担当課
5	<p>【草刈事業について】</p> <p>・町道の草刈事業は大変ありがたいんですが、いわゆるアプリでね。日にち、いつやるんか。それと、いわゆる場所ですね。そういうのも何か表示してもらいたいと思うんです。特に、竹ノ浦運動公園周りの道はですね、草刈されとったんですけど、実際は竹ノ浦運動公園から上まで上がってね、掘割までいつもやられとったんですが、今回見たら運動公園のとこだけして上は全然やってないですね。どういうことになっとんか。説明していただきたい。</p>	<p>【当日回答】</p> <p>・春と秋に2度、計画的には実施しており、6月には現地検査に行きました。ただ、秋の方がちょっと遅れてるみたいなので早々に対応するようにいたします。</p> <p>【対応状況】</p> <p>・翌日現地確認のうえ、草刈り業者へ連絡対応しました。その後、質問者様にはお礼の手紙をいただきました。この度は、作業計画の都合で中途半端な状態で中断しておりご迷惑をおかけしました。該当箇所は早急に対応させていただきましたが、計画的な草刈りの実施については、引き続き受託業者へ指導してまいります。</p>	農林水産課

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要望・意見	回答・その後の対応	担当課
6	<p>【水路改良工事・廃屋解体撤去工事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4組の水路改良工事はいつから施工するのか。 ・ある家を今解体作業されてましたけれども、日本人の方が1人と、外国人の人2人来られてやりました。メインの家屋だけ外して、後は畳とかそういうものは、やりっ放しとんですよ。だから、いつ完了するんか、またどのようになっているのかわからんわけです。できたら道路工事するように、スタート終わり、どこの業者、連絡先とか表示ができないかと思うんですけど。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4組の水路改良工事は、8月の末に発注しておりますが、業者の着工が遅れており、年末もしくは年明けに施工する予定です。 ・廃屋解体はまだ廃屋を解体するという申請が上がってきておりませんので明確な施工法など把握しておりません。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐島4組水路工事については、12月末に地権者と協議を行い水路位置を決めて、1月下旬より工事を行います。 ・廃屋解体撤去工事は、家屋所有者へ確認したところ、「自費で何回かに分けて廃屋の処分を行います。」と回答がありましたので、今後も状況を確認していきます。 	建設課
7	<p>【違法薬物について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今度弓削高の学生寮ができたりすると、そういうところで、そういうことが行われないうちに、非常に薬物関係が非常にニュースになってますんで、ちょっと頭の中に入れておいていただきたいなと思います。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物の話ですが、弓削高とつながりではありませんが、運営の方で対応していかねばならないと思っています。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬物に関しては、寮の管理運営規則において、規程を定めて管理徹底を図ることとなっていることから、規程の第8条第2号により、「危険物又は違法薬物を所持したとき」には退寮を命ずることができる旨規定しております。規則や規律を守るとともに、適切な指導を行い、秩序ある生活に努めます。 	教育課

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要 望・意 見	回答・その後の対応	担当課
8	<p>【災害に関するルール作りについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車中泊避難に関するガイドラインであったり、いろいろルールづくりっていうの上島町でやってはどうかと考えています。避難手順等は上島町も用意してるんですけど、最近やっぱり地震であったり、コロナであるとか、あとプライバシーの問題ですね。そういった点からこういう施設にまとまって避難するっていうのは、結構危ないっていう人も多い中、各自治体や愛知県の豊田市、東京とかも、そういった車中泊避難っていうのが結構ルール化されている自治体が増えています。そういった車中泊に関する避難の町の大きな枠組みとしてのルールづくりっていうのをやってはどうかと思います。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車中泊についてのルールのなものは現在ありませんので、ご提案いただいたので勉強させていただいて、今後どういうふうにやっていくか考えて対応するようにしていきたいと思います。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車中泊避難者は、災害対策基本法第86条の7の「やむを得ない理由により避難所に滞在できない被災者」に該当します。豊田市の避難所運営マニュアルでは、自宅が安全な場合は在宅避難を勧めており、避難所以外の場所に滞在する被災者に対する支援を提供するとしています。車中泊避難者についても同様の扱いで、必要に応じて避難者名簿への登録を求めています。 ・上島町の避難所運営マニュアルでは、「在宅避難者から支援の申し出があった場合に、各総合支所と連携して支援が行き届くように配慮する。」こととしていますので、車中泊を行う避難者についても、申し出があれば同様の対応を行います。 ・車中泊避難のメリットは、プライバシーの確保や感染対策に有効な点ですが、デメリットとして、情報を得にくく、エコノミー症候群や、熱中症、低体温症等の命に係わる危険リスクがあります。 ・災害時には、見回り等により申し出者以外の車中泊避難者の把握を行い、自動車メーカーが作成している「車中泊避難ヘルプブック」等を活用し、安全な避難生活ができる様に呼び掛けることとします。 	消防本部

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要 望・意 見	回答・その後の対応	担当課
9	<p>【遊休施設の利活用について】</p> <p>・佐島地区っていうのは「しまの広場」であったり、元保育所を活用したカフェであったりとか、住民のすごい理解や応援があって、すごくうまく遊休施設の活用が進んでいる地区だと思います。こういったのをどんどん上島町内に広げてもらって、合併して、使っていない施設をもう週に1回しか使っていないとか、検診で季節ごとしか使っていない施設があるような形もあるので、そういった遊休施設っていう定義をもう1回作り直して、そういったものを住民に公募して、住民に広報し利活用を進めていってもらえたらと思います。</p>	<p>【当日回答】</p> <p>・遊休施設の活用方法なんですけど、いろいろ各課が遊休施設持っておりますので、ただ問題なのが補助金等もらって建てたりしてましたら、目的外使用とかになりますので、なかなか難しい面もありますが、その辺も少し研究してみたいと思っております。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>・遊休施設の利活用についてですが、各施設の適正なあり方に関する事項を、上島町公共施設あり方検討協議会において、協議を行ってまいりました。その協議結果については、令和5年7月に上島町HPに掲載しているところですが、行政財産の使用を希望する場合は、その施設の所管課までお問い合わせをお願いいたします。</p>	総務課
10	<p>【観光PRについて】</p> <p>・橋がかかってサイクリングのツーリストさんとか旅行会社さんがすごい増えたんですけど、その中でこの上島町で面白かったのが、お尻に優しくて、すごいお客さん案内しやすいっていう声が聞かれています。しまなみ海道とかは、連休とかだと公衆トイレって、もう掃除がなくなったりとか、紙というのがなくなったりする中で、サイクリングツーリストは案内しにくいっていう状況もある中で、この上島町はトイレも多いし、そういった初心者向けであったりとか家族全員にとってはすごい案内しやすい地域っていうのを走って初めて気づいたっていう旅行会社の声が4、5件ぐらい届いて、そういった中で、そういったのを基軸にトイレを使った観光PRって結構1億円トイレとか、全国各自治体とかで集客につなげてるっていうところがあったりするんで、そういった中で、すごい使いやすさというのが、まだまだちょっと認知されていない部分があるので、そういったのも含めて、観光PRをうまくやっていたら、また新しい集客とか家族連れ、初めてのサイクリングツアーとかの場所としての上島町としての魅力が高まるのではないかなというふうに思います。</p>	<p>【当日回答】</p> <p>・あと観光PRで、トイレをPRということで、面白い着眼点だと思いますんで、これは担当課の方で検討します。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>・サイクリストの誘致に際し、公衆トイレの充実は大切な条件であることは担当課も認識しております。関係機関に対し「ゆめしま海道は、信号ゼロ、トンネルゼロ、公衆トイレも充実しているストレスフリーなサイクリングコース」として説明しており、HPのサイクリングコーナーでも周知しているところです。また、サイクリングマップにも公衆トイレの表示をしています。今後は、より一層、一般観光客にもPRし、更なる集客に努めます。</p>	観光戦略課

佐島地区 まちづくり懇談会 回答

地区名：佐島地区
 開催日：2023/11/21(火) 19:00~20:30 1:30
 開催場所：粟手中央集会所
 参加人数：12名

番号	要 望・意 見	回答・その後の対応	担当課
11	<p>【行政のデジタル化について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 時々、議会傍聴に行かせてもらうんですけど、結構やっぱり皆さん紙を使って、あと傍聴席とかも、やっぱり資料の持ち込みができなくて、外で読んでくださいっていうのが、5キロぐらいの冊子です。そういうのを、例えばタブレットにまとめて、例えば5個ぐらい並べてもらって、データだけ入れていただいて傍聴席で見ながら議会傍聴とかできれば、今の環境に配慮した議会運営というか、行政としても環境に配慮し、デジタル化が進むと思います。 	<p>【当日回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会のデジタル化は、行政の一方的なものではないので、これも議会事務局に、どんな考えがあるか、検討してみましょと投げかけてみたいと思います。 <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会内で会議資料等のデジタル化（ペーパーレス化）について、今後、協議を進めるところです。デジタル化を図るためのタブレット等の端末導入については、先進事例等を参考に、メリット・デメリットや費用対効果等を総合的に判断するとともに、執行機関とも協議のうえ、必要性を検討する予定です。このことから、ご提案の件は、今後の端末導入協議とあわせて検討させていただきます。 	議会事務局